

1. 建築物の耐震診断の基準

旧耐震基準の建築物について、以下の基準のいずれかにて耐震診断を行なっています。

- ①鉄筋コンクリート造 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」
(財団法人 日本建築防災協会)
- ②鉄骨造 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」
(財団法人 日本建築防災協会)
- 「屋内運動場の耐震性能診断基準」
(文部科学省大臣官房文教施設企画部)

なお、これらの基準等で診断した建築物の構造耐震指標値(I_s)により、耐震性能を下表のように4つのランクに判定しています。

ランク判定	建築物の構造耐震指標値 (I_s)	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性 (耐震性能)
A	$I_s \geq I_{s0}$	大地震※2の震動及び衝動に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性が低い
B	$I_{s0} > I_s \geq 0.6^{*1}$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性は低いが、施設機能※3が確保できない恐れがある。
C	$0.6^{*1} > I_s \geq 0.3^{*1}$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性がある。
D	$0.3^{*1} > I_s$	大地震の震動及び衝動に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性が高い。

(注) ※1:財団法人日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」の第一次診断法による場合は0.6を0.8と、0.3を0.4と読み替えて適用する。

※2:大地震とは、建築物の耐用年限中に一度は遭遇するかも知れない地震であり、震度6強から震度7を想定しています。

※3:施設機能とは、大地震後、当該建築物が大きな補修をすることなく防災活動、避難、救護活動、医療活動等の拠点として使用できることをいいます。

新耐震基準(昭和56年6月1日以降)の建築物は、耐震診断の必要はありません。

2 用語の説明

防災上重要建築物は、下表に該当する建築物です。

構造体を中心とする 耐震安全性の 目的別に安全 分類 性を確保する分類		特に構造体の耐震性の向 上を図るべき施設 (Ⅰ類)		構造体の耐震性能の向上を 図るべき施設 (Ⅱ類)	
防災 拠点 施設 (a類)	連絡通信・活動 指令等、防災拠 点として諸機能 の確保を必要と する施設	aⅠ	災害対策本部を設置 する官公庁 ア 県庁舎 イ 県合同庁舎 ウ 市町村役場 エ 警察署 オ 消防署 カ 保健所 キ その他これに類 する重要施設	aⅡ	災害対策本部の指揮・ 命令により活動する官 公庁又は特定業務を 行う施設 ア 県の出先庁舎 (県合同庁舎を除く) イ 市町村の分庁舎 ウ その他これに類す る施設
避難 施設 (b類)	被災住宅の避 難場所としての 期待を担う特定 施設	bⅠ	市町村地域防災計 画に位置づけられて いる施設 ア 県立高等学校 イ 町立の幼稚園・ 小学校・中学校 ウ 町立の公民館・ 集会所 エ 町立体育館	bⅡ	副次的に避難施設とし て役割を担う施設 ア 県立及び私立高等学 校 イ 町立の小学校・中学校 ウ 町立の公民館・集会所 エ 町立の社会福祉施設 オ その他これに類する 施設

※ 備考

1. 町有建築物の対象棟は建築基準法第6条第1項第2号、同第3号による建築物の規模となるものを対象としている。ただし、町立学校については校舎(特定建築物とこれに接続する棟を含む)、屋内運動場を対象としている。
2. 本計画における町有建築物の「居住施設」については、特定建築物であるものを対象とし、「居住施設」を防災上重要建築物に含めていない。
3. 公表の対象は、耐震診断を実施したもの及び新耐震により建築された町有建築物を対象としている。

なお、公立学校施設の耐震診断の対象となる建物は、非木造で2階以上又は延べ床面積が200平方メートル以上、木造で延べ床面積が500平方メートル以上のものです。

3 特定建築物は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第6条の規定による不特定多数の者が使用する一定規模以上の建築物であり、主に下表に該当する建築物となります。

用 途	規 模
幼稚園	階数2以上かつ500㎡以上
小学校、中学校、屋内運動場	階数2以上かつ1000㎡以上
病院、診療所	階数3以上かつ1000㎡以上
共同住宅、寄宿舎	階数3以上かつ1000㎡以上
事務所	階数3以上かつ1000㎡以上
博物館、美術館、図書館、公会堂	階数3以上かつ1000㎡以上
郵便局、保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1000㎡以上
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1000㎡以上

4 その他の用語の説明

新耐震基準の建築物 (以下「新耐震基準」)	昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定の基準により建設された建築物。 (建築物の耐用年限中に一度は遭遇するかも知れない程度の地震「震度6強～7程度」に対し、建築物の柱、壁、梁、斜材などに部分的なひび割れ等の損傷を生じても、最終的に崩壊からの人命の保護を図るもの。)
旧耐震基準の建築物 (以下「旧耐震基準」)	上記以前の基準により建設した建築物。
l s (建築物の構造耐震指標値)	建築物の構造体の耐震性能をあらわす指標値。
l s o	想定した地震動レベル(震度6強程度を想定)に対して建築物が所要する耐震性能が安全であるために必要とされる指標値。
構造耐力上主要な部分	柱、壁、梁、斜材などで建築物の自重、積載荷重、積雪及び地震などの衝撃や振動を支えるもの。
RC	鉄筋コンクリート造
SRC	鉄骨鉄筋コンクリート造
S	鉄骨造
W	木造